

世界遺産登録に向けて

絵図から見えること(7)

―春日崎―

春日崎は、相川市街地西方にある岬で、標高22m余りの海岸段丘です。そこから市街地が一望できる景勝地で、相川八景の一つとして「友誘ふ声を帆にあれて波もよる春日の浜にくるたるかりがね」と詠まれています。

佐渡代官の大久保長安が、慶長10(1605)年に、春日神社をこの岬へ勧請したこと、春日崎と呼ばれるようになったといわれています。

強い季節風でたびたび破損するので、元和5(1619)年、下戸村へ移されましたが、しばらくの間、神楽や演能は春日崎で行うことになっていました。

現在残る灯明台は、寛永5(1628)年に、沖を通る船の安全を図るために設置されたものです。

幕末には海岸防備のため大筒2挺が置かれ、嘉永5(1852)年、東北遊歴の途中に来島した吉田松陰からも視察しています。

春日崎は安山岩類から成る岬であったため、金銀山開発に必要な大量の石材が切り出されており、地形が著しく改変されています。

◆市役所世界遺産推進課

(金井就業改善センター内)

☎63―5136



近世中期相川町絵図(部分)に描かれた春日崎。先端にあるのが灯明台



相川八景「春日崎落雁」の図(部分)

生活情報 さど

満期を経過した郵便貯金の払戻しはお早めに!

満期を経過した郵便貯金は、払戻しができなくなる場合があります。昔、預け入れをしたままの貯金は、早めに払戻しましょう。

具体例

満期日から20年経過した定額郵便貯金の権利消滅の案内が届いていたが、うっかりしていて払戻しの手続きをしなかった。先日、払戻しをしようとしたが、「権利消滅の案内を送付してから2か月以上経ってしまったので、郵便貯金の権利は消滅した。今から払い戻すことはできない」と言われた。

アドバイス

- ・ 民営化前(平成19年9月30日まで)に預け入れた定額・定期・積立郵便貯金等については満期となった日から20年を経過した時に権利消滅の案内(催告書)が送付されます。
- ・ 催告書が送付されてから2か月以内に払戻しされないと貯金の権利が消滅し、払戻すことができなくなります。
- ・ 「預けている郵便貯金があるはずだが、通帳や証書を紛失して、その口座番号等も分からない」場合は、最初に預入した郵便局、お預



け時期・金額等のわかる範囲で、郵便局またはゆうちょ銀行の窓口にご相談すると、該当の郵便貯金の有無等を調べてもらうことができます。

引越し等で住所が変わる時は、郵便物についての転居届とは別に、郵便貯金等についても住所変更の手続きが必要です。手続きがされない場合、権利消滅の催告書等の重要な通知が届かないことがあります。

心配なときは、早めに消費生活センターにご相談ください。

お問い合わせ

佐渡市立消費生活センター
(佐和田行政サービスセンター内)
(平日)午前9時〜午後4時
☎57―8143